

犬登録数と 狂犬病予防 注射数

(御船保健所管内)

	令和5年度	登録	注射済
益城町内	1,609	1,131	
管内合計	4,361	3,188	

犬の登録

飼い始めた日(生後 90 日以内の場合、90 日を経過した日)から 30 日以内に登録申請をしてください。登録は、その犬の生涯に 1 度だけで、手数料 3,000 円が必要です。

登録事項の変更

①益城町に転入した場合

前登録地の鑑札と狂犬病予防注射済票を持って、益城町(住民課 環境衛生係)で手続きしてください。

②益城町から転出する場合

益城町での手続きは必要ありません。益城町から交付されている鑑札と狂犬病予防注射済票を持って、転出先の市区町村で手続きをしてください。

③飼い犬が死亡した場合

窓口か電話で届け出てください。

④犬を譲り受けた場合

登録済みの犬を譲り受ける場合は、鑑札と狂犬病予防注射済票も一緒に受け取り、登録事項変更の手続きをしてください。

登録がない場合は、新規登録の届け出をお願いします。

狂犬病予防注射

生後 91 日以上の飼い犬には、毎年 1 回の狂犬病予防注射が法律で義務付けられています。



県獣医師会 上益城支部長
じんだ動物病院
陳田誠士院長

狂犬病は哺乳類全てが感染するので、発症率・死亡率共に 100% といわれています。犬を守ることはもちろんですが、私たちの命を守るためにも、まん延させないことが重要です。犬を飼っている人は狂犬病の予防注射を必ず受けさせましょう。殺処分ゼロ、人と動物が共生するくまもとの実現には、行政の力も必要ですが、行政の制度を活用しながら一人一人が責任をもって動物と接していくことが何より重要です。病院にも、捨てられていた子猫を近所の子どもたちが連れてきたことがあります。新しい飼い主が見つかった子や、病院で育ち看板猫になった子もいますが、助からなかった命があるのも事実です。今、動物を飼っている人、これから飼う人は、途中で飼えなくなったと投げ出さず、家族として最後まで寄り添ってほしいと思います。

飼い主に守ってほしいこと

- 家族の一員として最後まで責任を持つ
自分に何かあったとき、犬や猫をどうするのかも考えて家族に相談しておきましょう。
- 飼い主を明示する
鑑札や注射済票は着用が義務付けられています。マイクロチップが装着されている場合は、飼い主の情報を登録しましょう。
- 放し飼いしない
人や物に危害を加えたり、動物自身が危険にさらされたりする可能性があります。
- 必要に応じて避妊・去勢をする

動物慰霊祭(9月下旬)

主催：上益城動物愛護推進協議会

毎年、動物愛護週間に合わせて、辺田見若宮神社(御船町)で慰霊祭を行っています。一般参加も可能です。

動物愛護まつり(10月下旬～11月上旬)

主催：御船保健所・山ぼうしの樹 犬猫の会

共催：県獣医師会上益城支部

内容(令和5年度)

- ・適正飼養に関する話
- ・犬猫の相談会
- ・ペットの防災対策
- ・迷子札作り
- ・保護犬を迎えた人の体験談

問 犬の登録などについて

役場住民課 環境衛生係 ☎289-8077

動物慰霊祭・愛護まつりについて

御船保健所 ☎282-0016